

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）附則第5条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗を設置している者から変更事項の届出があった。

平成18年5月2日

県南広域振興局長 酒井俊巳

1 届出事項の概要

(1) 届出者の氏名又は名称 鈴木雅喜

(2) 大規模小売店舗の名称及び所在地 サンデー水沢店 奥州市水沢区字芥の神113番

(3) 変更しようとする事項

ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯

ウ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

(4) 変更する年月日 平成18年4月20日

2 届出年月日 平成18年4月19日

3 縦覧場所 県南広域振興局経営企画部及び奥州市役所